

令和 8 年度富山県会計年度任用職員 (炊事員 3 H) 募集案内

令和 8 年 2 月 6 日

1 職種、採用予定人員、職務内容及び配属先

職 名	採用予定人員	職 務 内 容	配属先
炊事員 (3 H)	1 名	・ 学校給食、寄宿舎食の炊事業務 ・ 厨房・食堂の衛生及び清掃業務 ・ 食材購入の補助 ・ その他学校長が定める学校給食関連業務	富山県立富山総合 支援学校

2 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

3 受験資格

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験・合格発表

(1) 試験の日時等

	試 験 日	試験会場	内 容
面接試験	<富山県立富山総合支援学校> ※日時は申込者に別途連絡します。		主として人柄等についての個別面接

(2) 合格発表

面接試験実施し、決定後、申込者に電話連絡します。

5 勤務条件 (予定)

(1) 勤務時間等

- ・ 勤務日 火曜日から金曜日まで (祝日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く)
- ・ 勤務時間 午前 6 時 15 分から午前 9 時 15 分まで
- ・ 休憩時間 なし
- ・ 勤務期間 年間 160 日程度 (長期休業日は勤務日がない場合もあります。)

※業務の都合により、勤務時間の変更や勤務日を土日祝日に変更する場合があります。

(2) 報酬 時額 1, 504 円 ～ 1, 555 円 (地域手当相当額含む)

(3) 諸手当 無

(4) 費用弁償 (通勤手当) 通勤距離片道 2 キロ以上の場合に支給します。

(5) 社会保険等 労災保険

(6) 休暇

- ・ 年次有給休暇 採用日から 6 か月間継続勤務し、所定労働日の 8 割以上勤務した場合 10 日付与
- ・ 特別休暇等 忌引、夏期休暇等

(7) その他

白衣、帽子、マスクの着用が必要です。(学校で準備したもの)

6 申込手続

(1) 申込先及び問い合わせ先

〒930-0873 富山市金屋 4982 富山県立富山総合支援学校 担当 西井 (TEL 076-441-8261)

(2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「会計年度任用職員（炊事員 3 H）申込書在中」と朱書きし、受付期間内に富山県立富山総合支援学校事務室に提出してください。

履歴書（市販の JIS 規格の様式で、最近 3 か月以内に撮影された写真が貼り付けされたもの） 1 通

(3) 受付期間

令和 8 年 2 月 9 日（月）～ 決定次第終了します。

・持参される場合の受付時間は、原則午前 8 時 30 分から正午、午後 1 時から午後 5 時までです（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

7 その他

(1) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(2) 採用にあたっては必要書類を提出していただきます。（合格者あてに別途通知します。）

※任期 1 年以上見込みかつ週 29 時間超の勤務時間の方を採用する場合、雇入時の健康診断を行う代わりに、3 月以内に受けた健康診断結果を提出してもらう必要があります。

(3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※当該会計年度任用職員の募集は、令和 8 年度予算成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。

令和 8 年度富山県会計年度任用職員 (炊事員 6 H) 募集案内

令和 8 年 2 月 6 日

1 職種、採用予定人員、職務内容及び配属先

職 名	採用予定人員	職 務 内 容	配属先
炊事員 (6 H)	2 名	・ 学校給食、寄宿舎食の炊事業務 ・ 厨房・食堂の衛生及び清掃業務 ・ 食材購入の補助 ・ その他学校長が定める学校給食関連業務	富山県立富山総合支援学校

2 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

3 受験資格

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験・合格発表

(1) 試験の日時等

	試 験 日	試験会場	内 容
面接試験	<富山県立富山総合支援学校> ※日時は申込者に別途連絡します。		主として人柄等についての個別面接

(2) 合格発表

面接試験実施し、決定後、申込者に電話連絡します。

5 勤務条件 (予定)

(1) 勤務時間等

- ・ 勤務日 月曜日から金曜日まで (祝日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く)
 - ・ 勤務時間 交代制として次の勤務時間の組み合わせによる (1 日 6 時間、週 5 日勤務)
 【例】 8:30～15:15 (週 3 日程度、休憩時間: 12:15～13:00 (45 分間))
 7:30～14:15 (週 1 日程度、休憩時間: 12:15～13:00 (45 分間))
 12:30～18:30 (週 1 日程度、休憩時間: 無)
 - ・ 勤務期間 年間 200 日程度 (長期休業日は勤務日がない場合もあります。)
- ※業務の都合により、勤務時間の変更や勤務日を土日祝日に変更する場合があります。

(2) 報酬 時額 1,504 円～1,555 円 (地域手当相当額含む)

(3) 諸手当 期末・勤勉手当

(4) 費用弁償 (通勤手当) 通勤距離片道 2 キロ以上の場合に支給します。

(5) 社会保険等 公立学校共済組合、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 対象

(6) 休暇

- ・ 年次有給休暇 採用日から 6 か月間継続勤務し、所定労働日の 8 割以上勤務した場合 10 日付与
- ・ 特別休暇等 忌引、夏期休暇等

(7) その他

白衣、帽子、マスクの着用が必要です。(学校で準備したもの)

6 申込手続

(1) 申込先及び問い合わせ先

〒930-0873 富山市金屋 4982 富山県立富山総合支援学校 担当 西井 (TEL 076-441-8261)

(2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「会計年度任用職員（炊事員 6 H）申込書在中」と朱書きし、受付期間内に富山県立富山総合支援学校事務室に提出してください。

履歴書（市販の JIS 規格の様式で、最近 3 か月以内に撮影された写真が貼り付けされたもの） 1 通

(3) 受付期間

令和 8 年 2 月 9 日（月）～ 決定次第終了します。

・持参される場合の受付時間は、原則午前 8 時 30 分から正午、午後 1 時から午後 5 時までです（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

7 その他

(1) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(2) 採用にあたっては必要書類を提出していただきます。（合格者あてに別途通知します。）

※任期 1 年以上見込みかつ週 29 時間超の勤務時間の方を採用する場合、雇入時の健康診断を行う代わりに、3 月以内に受けた健康診断結果を提出してもらう必要があります。

(3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※当該会計年度任用職員の募集は、令和 8 年度予算成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。

令和 8 年度富山県会計年度任用職員 (生活介助員) 募集案内

令和 8 年 2 月 6 日

1 職種、採用予定人員、職務内容及び配属先

職 名	採用予定人員	職 務 内 容	配属先
生活介助員	1 名	児童生徒の生活介助補助 ・生活（着替え、排せつ等）介助 ・校舎内外での移動介助 ・給食の配膳介助 トイレ等の清掃、環境整備 その他教職員の支援補助	富山県立富山総合 支援学校

2 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

3 受験資格

次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験・合格発表

(1) 試験の日時等

	試 験 日	試験会場	内 容
面接試験	<富山県立富山総合支援学校> ※日時は申込者に別途連絡します。		主として人柄等についての個別面接

(2) 合格発表

面接試験実施し、決定後、申込者に電話連絡します。

5 勤務条件（予定）

(1) 勤務時間等

- ・ 勤務日 月曜日から金曜日まで（祝日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く）
- ・ 勤務時間 午前 8 時 30 分から午後 3 時まで
- ・ 休憩時間 午後 0 時 15 分から午後 1 時まで
- ・ 勤務期間 年間 200 日程度（長期休業中は勤務日がない場合もあります。）

※業務の都合により、勤務時間の変更や勤務日を土日祝日に変更する場合があります。

(2) 報酬 時給 1, 239 円～1, 308 円（地域手当相当額含む）

(3) 諸手当 期末・勤勉手当

(4) 費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道 2 キロ以上の場合に支給します。

(5) 社会保険等 公立学校共済組合、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 対象

(6) 休暇

- ・ 年次有給休暇 採用日から 6 か月間継続勤務し、所定労働日の 8 割以上勤務した場合 10 日付与
- ・ 特別休暇等 忌引、夏期休暇等

6 申込手続

(1) 申込先及び問い合わせ先

〒930-0873 富山市金屋 4982 富山県立富山総合支援学校 担当 西井 (TEL 076-441-8261)

(2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「会計年度任用職員（生活介助員）申込書在中」と朱書きし、受付期間内に富山県立富山総合支援学校事務室に提出してください。

履歴書（市販のJIS規格の様式で、最近3か月以内に撮影された写真が貼り付けされたもの） 1 通

(3) 受付期間

令和8年2月9日（月）～ 決定次第終了します。

・持参される場合の受付時間は、原則午前8時30分から正午、午後1時から午後5時までです（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

7 その他

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(2) 採用にあたっては必要書類を提出していただきます。（合格者あてに別途通知します。）

※任期1年以上見込みかつ週29時間超の勤務時間の方を採用する場合、雇入時の健康診断を行う代わりに、3月以内に受けた健康診断結果を提出してもらう必要があります。

(3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※当該会計年度任用職員の募集は、令和8年度予算成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。

令和8年度富山県会計年度任用職員【業務補助員(職員室)】募集案内

令和8年2月6日

1 職種、採用予定人員、職務内容及び配属先

職 名	採用予定人員	職 務 内 容	配属先
業務補助員 (職員室)	1 名	教職員の一般事務補助、来客への対応等	富山県立富山総合 支援学校

※採用対象に障害者を含む。

2 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 受験資格

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験・合格発表

(1) 試験の日時等

	試 験 日	試験会場	内 容
面接試験	<富山県立富山総合支援学校> ※日時は申込者に別途連絡します。		主として人柄等についての個別面接

(2) 合格発表

面接試験実施し、決定後、申込者に電話連絡します。

5 勤務条件(予定)

(1) 勤務時間等

- ・ 勤務日 月曜日から金曜日まで(祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く)
- ・ 勤務時間 午前8時30分から午後2時まで(1日4時間45分勤務)
- ・ 休憩時間 午後0時15分から午後1時まで
- ・ 勤務期間 年間200日程度(長期休業中は勤務日がない場合もあります。)

※業務の都合により、勤務時間の変更や勤務日を土日祝日に変更する場合があります。

(2) 報酬 時給 1, 239円(地域手当相当額含む)

(3) 諸手当 期末・勤勉手当

(4) 費用弁償(通勤手当) 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。

(5) 社会保険等 公立学校共済組合、厚生年金保険、雇用保険、労災保険対象

(6) 休暇

- ・ 年次有給休暇 採用日から6か月間継続勤務し、所定労働日の8割以上勤務した場合10日付与
- ・ 特別休暇等 忌引、夏期休暇等

6 申込手続

(1) 申込先及び問い合わせ先

〒930-0873 富山市金屋 4982 富山県立富山総合支援学校 担当 西井 (TEL 076-441-8261)

(2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「会計年度任用職員【業務補助員（職員室）】申込書在中」と朱書きし、受付期間内に富山県立富山総合支援学校事務室に提出してください。

履歴書（市販のJIS規格の様式で、最近3か月以内に撮影された写真が貼り付けされたもの） 1 通

(3) 受付期間

令和8年2月9日（月）～ 決定次第終了します。

・持参される場合の受付時間は、原則午前8時30分から正午、午後1時から午後5時までです（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

7 その他

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(2) 採用にあたっては必要書類を提出していただきます。（合格者あてに別途連絡します。）

※任期1年以上見込みかつ週29時間超の勤務時間の方を採用する場合、雇入時の健康診断を行う代わりに、3月以内に受けた健康診断結果を提出してもらう必要があります。

(3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※当該会計年度任用職員の募集は、令和8年度予算成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。

令和8年度富山県会計年度任用職員【業務補助員(障害者枠)】募集案内

令和8年2月6日

1 職種、採用予定人員、職務内容及び配属先

職 名	採用予定人員	職 務 内 容	配属先
業務補助員 (障害者枠)	1名	業務の補助業務 ・校内ネットワーク管理の補助業務 ・学校ホームページ更新の補助業務 ・その他学校長が命ずる業務	富山県立富山総合 支援学校

2 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 受験資格

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験・合格発表

(1) 試験の日時等

	試 験 日	試験会場	内 容
面接試験	＜富山県立富山総合支援学校＞ ※日時は申込者に別途連絡します。		主として人柄等についての個別面接

(2) 合格発表

面接試験実施し、決定後、申込者に電話連絡します。

5 勤務条件（予定）

(1) 勤務時間等

- ・ 勤務日 月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く）
 - ・ 勤務時間 午前8時30分から午後0時30分まで（1日4時間勤務）
- ※業務の都合により、勤務時間の変更や勤務日を土日祝日に変更する場合があります。

(2) 報酬 時間給 1, 239円(地域手当相当額含む)

(3) 諸手当 期末・勤勉手当

(4) 費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。

(5) 社会保険等 公立学校共済組合、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 対象

(6) 休暇

- ・ 年次有給休暇 採用日から6か月間継続勤務し、所定労働日の8割以上勤務した場合10日付与
- ・ 特別休暇等 忌引、夏期休暇等

6 申込手続

(1) 申込先及び問い合わせ先

〒930-0873 富山市金屋 4982 富山県立富山総合支援学校 担当 西井 (TEL 076-441-8261)

(2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「会計年度任用職員【業務補助員(障害者枠)】申込書在中」と朱書きし、受付期間内に富山県立富山総合支援学校事務室に提出してください。

履歴書(市販のJIS規格の様式で、最近3か月以内に撮影された写真が貼り付けされたもの) 1通

(3) 受付期間

令和8年2月9日(月)～ 決定次第終了します。

・持参される場合の受付時間は、原則午前8時30分から正午、午後1時から午後5時までです(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。

7 その他

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(2) 採用にあたっては必要書類を提出していただきます。(合格者あてに別途連絡します。)

※任期1年以上見込みかつ週29時間超の勤務時間の方を採用する場合、雇入時の健康診断を行う代わりに、3月以内に受けた健康診断結果を提出してもらう必要があります。

(3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員(任期の定めのない職員)への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※ 新規の応募の方については、県教育委員会教職員課(TEL076-444-3439)へご連絡ください。

※ 当該会計年度任用職員の募集は、令和8年度予算成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。